

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・**延長**・**その他**）

No	36	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	補助を受けて整備する鉄軌道駅の耐震補強事業により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置の延長等		
要望内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 補助を受けて緊急に実施する鉄軌道駅の耐震補強事業により取得した償却資産 ・特例措置の内容 固定資産税 : 課税標準 5年度分2/3 		
関係条文	〔 地方税法附則第15条第11項、地方税法施行令附則第11条第16項、地方税法施行規則附則第6条第36項、第37項 〕		
要望理由	<p>現在、首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震等の今後発生が予測される大規模地震に備える防災機能の向上が喫緊の課題となっている。特に駅については輸送の安全を図る拠点施設のみならず、駅舎における駅利用者や通行人などの安全確保、避難者の安全な滞留スペースの確保の観点から極めて重要な公共施設であり、万が一、駅が倒壊した場合には利用者や通行人などの安全や緊急時の輸送にも大きな問題を生ずることとなるものである。平成17年7月の防災基本計画においても、国は駅等不特定多数の者が使用する施設について耐震性の確保に特に配慮するものと指摘されており、早急な対応が必要である。</p> <p>もとより、耐震補強事業については直接収入に結びつくものではなく、この早急な推進を図るために耐震補強事業に対する鉄道事業者へのインセンティブとして、助成制度と併せて本特例措置の延長が必要不可欠である。</p> <p>また、鉄道施設総合安全対策事業費補助の一部の移管等を行い、交通施設利用高度化等事業費補助金とすることについて平成22年度概算要求を行ったところであり、この見直しの結果、税法令上影響が生じる決定がなされた場合、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。</p>		
減収見込額	(初年度) - (15)	(平年度) - (13)	(単位:百万円)
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・国税 ・融資、補助金その他 鉄道施設総合安全対策事業費補助 	
	22年度の望	<ul style="list-style-type: none"> ・国税 ・融資、補助金その他 鉄道施設総合安全対策事業費補助 交通施設利用高度化等事業費補助金 	
過去の要望経緯	平成18年度税制改正要望提出（創設） 平成20年度税制改正要望提出（延長）		
本要望に対応する縮減案			